

1. 序文

1.1. 本契約約款は、機械及び／若しくはスペアパーツ（「**本件供給品**」）の供給並びに／又はサービス（現場若しくはサプライヤーのワークショップにて又はリモートで提供するかを問わず組立、試運転、試験稼働、エンジニアリングの各サービス、関連助言サービス、研修及び／又はメンテナンス、修理若しくは修正その他のいかなるサービスを含むがこれらに限定されない。）（「**本件サービス**」）の提供を目的とするサプライヤーと顧客間の全ての契約に適用される。

1.2. 本契約約款は、2つのパートに分かれている。パート1は、全ての本件供給品に適用される。本件サービスについては合意した範囲に限り本契約約款のパート1及びパート2の両方が適用される。

パート1

2. 定義

2.1. 「**関連会社**」とは、Burckhardt Compression AGを支配し、これに支配され、又はこれと共通の支配下にある企業をいい、ここで「**支配**」とは、ある企業が他の企業の議決権付株式若しくは登記資本金持分の所有、契約又はその他の方法によるかを問わず、当該他の企業の経営方針を指図し又は指図させる権限を直接又は間接的に所有していることをいう。

2.2. 「**本件アプリ**」とは、エージェント及びデバイス管理アプリケーション等のローカルソフトウェアをいう。

2.3. 「**請求権**」とは、パート1第8.6条に記載の意味を有する。

2.4. 「**対象契約**」とは、本件供給品の供給及び／又は本件サービスの提供を目的とするサプライヤーと顧客間の契約をいう。

2.5. 「**顧客**」とは、サプライヤーが対象契約を締結する相手をいう。

2.6. 「**デバイスデータ**」とは、本パート1第20条に記載の意味を有する。

2.7. 「**不可抗力**」とは、本パート1第11.1条に記載の意味を有する。

2.8. 「**ハイリスク使用**」とは、パート2第11.7条に記載の意味を有する。

2.9. 「**ログイン**」とは、パート2第11.5条に記載の意味を有する。

2.10. 「**管理対象デバイス**」とは、パート2第11.1条に記載の意味を有する。

2.11. 「**注文請書**」とは、顧客の購入注文に対するサプライヤーによる承諾書面をいう。

2.12. 「**料金表**」とは、本件サービスの実行時に通知されるサプライヤーのサービス及び設定料金表をいう。

2.13. 「**制裁**」及び「**制裁期間**」とは、本パート1第18.2.1条に記載の意味を有する。

2.14. 「**本件サービス**」とは、上記第1.1条に記載の意味を有する。

2.15. 「**本件現場**」とは、本件サービスが実施される場所をいう。

2.16. 「**ソフトウェア提供者**」とは、パート2第11.2条に記載の意味を有する。

2.17. 「**監督等**」とは、パート2第8.4条に記載の意味を有する。

2.18. 「**サプライヤー**」とは、Burckhardt Compression AG及びその全ての関連会社をいう。

2.19. 「**サプライヤー技術情報**」とは、本パート1第5.2条に記載の意味を有する。

2.20. 「**本件供給品**」とは、上記第1.1条に記載の意味を有する。

2.21. 「**入札**」とは、本件供給品の供給及び／又は本件サービスの提供を目的とするサプライヤーの申し出をいう。

2.22. 「**対象地域**」とは、本パート1第18.3.1条に記載の意味を有する。

2.23. 「**利用者**」とは、パート2第11.5条に記載の意味を有する。

2.24. 「**変更要請**」及び「**変更提案書**」とは、本パート1第8.1条及び第8.2条に記載の意味を有する。

3. 一般事項

3.1. 対象契約は、(1) 注文請書を顧客が受領した時点又は(2) 入札について顧客の承認書を受領された時点をもって締結されたものとみなされる。

3.2. スペアパーツは、サプライヤーのウェブサイト上で注文可能な場合がある。その場合、対象契約は、当該ウェブサイトでの顧客の購入注文をサプライヤーが、購入完了後にスクリーン上でオンラインにより承諾確認を発行する又は顧客に確認の電子メールを送信する方法で承諾した時点で締結されたものとみなされる。

3.3. 入札は、それに定める期間、受付可能であるが、当該期間終了前に取り下げられた場合を除く。入札は、両当事者が書面で合意する場合に限り、当初期間を超えて延長できる。

3.4. 受付期間の定めのない入札は、拘束力を有しない。

3.5. 本約款は、対象契約の主題に関する両当事者間の従前の交渉、表明及び／又は契約上の約束の全てに優先する。サプライヤーは、本約款をもって、異なる又は追加のいかなる条件にも反対し拒否する旨を通知し、顧客は、他の全ての条件を除外して本約款の条件が適用されこれに従うことに同意する。

3.6. 対象契約に関する両当事者の全ての合意及び法律上該当する申告は、有効とするべく書面で行われなくてはならない。明示的に署名が要求される場合を除き、「書面で/による」には、署名なしの電子的手段による通信が、又は本約款若しくは対象契約で明示的な言及がある場合、スクリーン上のオンラインによる記載が含まれる。署名が明示的に要求される場合、当該要件は、以下の方法で達成される。

- 該当する当事者の適法に授権された代表者が直筆で署名した実際の書類を他方当事者に対し書留郵便又は宅配便で送付する方法、又は
- 該当する当事者の適法に授権された代表者による簡易電子署名のある電子文書を他方当事者に電子メールで送信する方法。当該簡易電子署名は、スイス及び/又は欧州連合及び日本で有効とされているもの（DocuSign 又は AdobeSign 等）でなくてはならない。

3.7. 書面で別途合意する場合を除き、当該書類/文書は、対象契約に記載の他方当事者の住所/アドレス宛てに送付/送信される。

3.8. 本約款のある規定の全部又は一部が無効と証明された場合、両当事者は、当該無効な規定の本来の目的及び経済効果を最大限達成できる有効かつ執行可能な規定に置き換えるべく努める。

4. 本件供給品及び本件サービスの範囲

4.1. 本件供給品及び本件サービスは、入札又は注文請書及びその付属書類に余すところなく明記される。

4.2. 顧客は、注文請書及び/又はその付属書類が自身の購入注文の内容と完全には一致していないと考えて、当該不一致部分に異議を唱えたい場合、当該注文請書及びその付属書類を受領した日から5営業日以内に書面でサプライヤーに通知しなくてはならない。当該期間内に通知がない場合、顧客は、不一致部分を含め、当該注文請書及びその付属書類を全て承諾したとみなされる。

5. 技術情報

5.1. 対象契約に具体的に定める場合を除き、対象契約のいずれの規定も一方当事者に対し他方当事者（又はそのライセンサー）が所有する既存の知的財産権を譲渡若しくは移転し、又はその使用を許諾するものでもない。

5.2. 対象契約に具体的に定める場合を除き、本件供給品、本件サービス及び/又はサプライヤーの対象契約に基づく履行に関連してサプライヤーが創作し又は顧客に提供した全ての設計図、図面、技術情報（本件供給品又はそのデザインに関するパンフレット、カタログ、説明書、仕様書、図式、プロセス、製法又はデータを含むがこれらに限定されない。）、ソフトウェア及びその他の資料（ハードコピー又は電子形態によるかを問わない。）（「**サプライヤー技術情報**」）における知的財産権は、変わらずサプライヤーの独占所

有物とする。顧客は、サプライヤーによる対象契約の履行に直接若しくは間接的に起因し又は関連するあらゆる発見、発明、特許、意匠その他の権利がサプライヤーの所有物であることを確認する。

5.3. 別途合意する場合を除き、サプライヤー技術情報及び関連データは、情報提供のみを目的とするものであり、別途明示的に記載する場合を除き、拘束力を有しない。サプライヤー技術情報は、「現状有姿」のまま提供される。

5.4. サプライヤー技術情報は、極秘扱いとして提供されたものとみなされる。顧客は、サプライヤーの事前の書面による同意を得ずに本件供給品の操作及びメンテナンス以外の目的でサプライヤー技術情報を使用せず開示しない。顧客は、特にリモートサービスの実施中、サプライヤーが機密の技術データにアクセスする可能性があることを承知し同意する。

5.5. 顧客は、自身で又は請負業者若しくは関係者を通じて、本件供給品の技術構成又は設計を知る目的で分解、リバースエンジニアリングを行わず、その他手段を問わず、コピー、分解するためのプロセス又は技術を使用又は採用せず、その他の方法でも試みないことに同意する。

5.6. 顧客は、サプライヤーが提出した書類を受領後5営業日以内に確認するものとし、当該期間内に書面で異議を伝えない場合、当該書類を承認したものとみなされる。

5.7. サプライヤーが要請する場合、顧客は、速やかに（いかなる場合も5営業日以内に）サプライヤーが、対象契約を中断せず適時に履行するために必要と合理的に考える情報をサプライヤーに提供する。当該情報には、本件サービスが対象契約の範囲内のものである場合、(i) 竣工図書（全ての接続パイプを含む。）とサプライヤーによる機械の設置又は直近の本件供給品若しくは本件サービスの提供以降、該当機器に行われた全ての変更、(ii) コンプレッサーログシート（四半期毎）、(iii) 潤滑油分析結果（四半期毎）、(iv) 水質分析結果（四半期毎）、(v) 傾向及び履歴（サプライヤーが要請する場合）を含むコンプレッサー運転データ並びに(vi) スペアパーツ及び機器のトレーサビリティ及び調達元が含まれるがこれらに限定されない。サプライヤーは、当該情報を秘密保持し、本件サービスの実施、自身の他の義務の履行又は対象契約に基づく自身の権利の行使を目的として当該情報を知る必要がある自身の従業員、代理人又は再委託先に限定して当該情報を開示する。顧客は、自身が又は代理の者が提供した図面、仕様書その他の情報の齟齬、誤り又は脱落に起因して本件サービスの範囲が修正される場合、その費用に責任を負い負担する。

6. 契約価格

6.1. 別途合意する場合を除き、価格は全て、入札において特定する通貨で、一切控除せず、特別な梱包（海上輸送用、長期用の梱包）の場合を除き、正味工場渡し価格(net ex works)とみなす。輸送費、保険料並びに輸出、通過、輸入及びその他の許可及び証明の費用等（但しこれらに限定されない。）の追加費用は、合意した適用インコタームズ最新版に従ってサプライヤー又は顧客が負担する。また、顧客は、対象契約に又はこれに関連

して課される税金、手数料、課徴金、関税及び類似の負担金（本件サービスの場合、サプライヤーの本国外での本件サービス実施のためサプライヤー又はそのスタッフが負う社会保険料及び類似の負担金も含まれる。）を負担する。顧客は、請求から 30 日以内に裏付け書類が提示され次第、当該料金をサプライヤーに弁済する。本件供給品及び本件サービス両方の入札価格には、提供する当該本件供給品及び／又は本件サービスに適用される適切な税率により顧客からサプライヤーに支払われなくてはならない付加価値税は、含まれない。

6.2. 入札通貨とは異なる通貨の国から調達する品目の場合、価格は、入札提出時の当該 2 つの通貨の為替相場に基づく。

顧客は、支払時の為替相場の変動に起因する価格の調整に責任を負い、調整額を支払う。

6.3. サプライヤーは、賃金率又は原材料若しくは第三者サービスの価格が入札提出時と対象契約の発効時とで異なる場合、本件供給品及び／又は本件サービスの価格を調整する権利を留保する。さらに、以下の場合、対象契約の発効後に適切な価格調整が適用される。

- 本パート 1 第 10.4 条に記載の理由により、後から納期が延長された場合、
- 合意していた本件供給品又は本件サービスの性質又は範囲が変更となった場合、
- 顧客による不正確な、不完全な、古い又は現状を反映していない書類又は情報の提供により、本件供給品又は本件サービスの実行に変更が必要となった場合、又は、
- 対象契約が顧客の責めに帰すべき理由により中断された場合。

両当事者が書面で別途合意する場合を除き、当該価格調整額は、サプライヤーが負った追加費用に 10%のマークアップを加えた金額とする。

7. 支払条件

7.1. 顧客は、割引、経費、税金、課徴金、手数料、関税その他の負担金一切を相殺又は控除することなく、合意済みの支払条件に従って、サプライヤーに対する支払いをその指定口座宛てに行う。顧客は、サプライヤーが承諾していない苦情、請求又は反対請求を理由として支払いを保留又は減額しない。

7.2. 別途合意する場合を除き、サプライヤーへの支払条件は、サプライヤーが書面で確認するとおり対象契約に従うものとし、具体的な条件が合意されていない場合、請求書の受領後、月末締翌月末現金にて支払われ、かつサプライヤーは、本件供給品について前払いを要求する権利を有する。

7.3. 本件サービスの料金は、対象契約の付属書類の中で固定価格（一括払い）その他の価格設定取り決めが定められている場合を除き、サプライヤーの料金表に基づき料金表に基づき請求される。別途書面で合意する場合を除き、サプライヤーは、本件サービスの価格及び費用を月次で請求し、提供する本件サービスがエンジニアリング研修の場合、当該研修後に請求し、顧客は、請求

書を受領後、取決められた支払条件に従って請求金額全額を支払う。

7.4. 本件サービスについて一括払い価格が合意済みの場合、当該一括払い価格は、一括払い価格設定の対象と書面で明示的に特定されている本件サービスに限り適用される。一括払い価格は、顧客による予備作業全てが適時に完了し、本件サービスが妨げられることなく進行し、サプライヤーの支配が及ばない要因による遅延がないことを前提とする。顧客が要請する又はサプライヤーの合理的支配を超える状況により必要となる作業範囲の変更、作業のやり直し、追加作業又は待機時間については、サプライヤーの現行料金による料金表に基づき顧客に請求する。

7.5. 本件サービスの料金及び費用に関する追加の規定は、パート 2 に定める。

7.6. 顧客は、支払いを期限までに行わなかった場合、自動的にかつ通知されることなく、支払期日から全額を支払うまでの期間、当該未払金額に対し利息を支払う義務を負う。その利率は、(i) 年率 14.6%週次で計算され月次で複利計算される。さらに、サプライヤーは、当該未払金額が全額支払われるまで以降の本件供給品及び本件サービスについて納品を停止の上、前払いを要求できる。

8. 変更及び請求

8.1. 顧客は、いつでも、対象契約の範囲の変更を要請する（「**変更要請**」）権利を有する。

8.2. 変更要請を受領次第、サプライヤーは、15 日以内又は状況により合理的であればこれより長い期間内に、要請された当該変更が日程及び／又は契約価格に及ぼす影響を詳述した提案書（「**変更提案書**」）を顧客に提出する。

8.3. 顧客は、変更提案書に対し、その受領後 15 日以内に、書面で返答する。顧客は、当該期間内に返答しない場合、当該変更提案書を承諾したとみなされる。顧客が拒絶の回答をする場合、両当事者は、取るべき措置について速やかに合意する。サプライヤーが拒否の通知を受領後 15 日以内に合意に至らない場合、サプライヤーは、当該変更要請によって生じた遅延を考慮し、完了までの期間を延長して、当該変更要請前に定められたとおり作業を進めることができる。

8.4. サプライヤーは、自身の裁量で、対象契約の範囲を改善し又は軽微な変更を加える権利を有する。但し、当該変更が契約価格及び／又は納期に影響しないことを条件とする。

8.5. 対象契約の発効日後に法改正又は当局により義務付けられる対象契約の変更は、変更要請として扱われる。当該変更を認識次第、サプライヤーは、30 日以内に顧客に変更提案書を提出する。

8.6. 顧客は、対象契約に起因又は関連する請求権（「**請求権**」）を有すると考える場合、請求権が生じた事由又は状況を認識後又は認識すべきであった時点から 15 日以内に署名した書面

でサプライヤーに通知する。当該事由又は状況について当該通知に詳述し、要求された場合、裏付けとなる証拠を提供する。顧客が当該期間内に請求権について通知しなかった場合、サプライヤーは、当該請求権に関する全ての責任を免除される。顧客は、さらに、本件供給品の納品後又は本件サービスの完了後 6 ヶ月が経過した後は、納品の遅延、是正費用その他契約価格の減額についての請求権を放棄する。

9. 所有権及び危険の移転

9.1. 別途適用される強行法規が義務付ける場合を除き、本件供給品の所有権は、サプライヤーが当該本件供給品に該当する契約価格全額の支払いを受領した後に顧客に移転する。所有権留保中、顧客は、自身の費用負担で、本件供給品を維持し適切に守り、サプライヤーの所有権の保護に必要なあらゆる対策を講じる。サプライヤーの工場で修理及びメンテナンスの本件サービスが提供される場合でも、顧客は、変わらず、委託する機器の所有者である。

9.2. 本件供給品の紛失又は損傷の危険は、適用されるインコタームズ最新版に従い納品をもってサプライヤーから顧客に移転する。本件供給品の納品が顧客の要請で又はサプライヤーのコントロール外の他の理由のため遅延する場合、当該本件供給品の紛失及び損傷の危険は、当初の納品予定日に顧客に移転する。危険の移転後、顧客は、自身で費用を負担して本件供給品の保管及び付保に責任を負う。さらに、顧客は、本件供給品の引き取り準備が整った旨の通知を受けてから 10 営業日以内に引き取らない場合、サプライヤーに対し補償を提供する。顧客は、当該 10 営業日以内に当該本件供給品を引き取らない場合、以下の料率により保管費用をサプライヤーに補償する：顧客の購入注文額が 2,600,000 円未満の場合は当該注文額の 5%相当、2,600,000 円を超える場合は当該注文額の 1%相当を遅延 1 ヶ月あたりの保管費用とし、1 ヶ月に満たない期間については日割計算により算定するものとし、いかなる場合においても月額最低額は 43,000 円とする。

9.3. 提供される本件サービスに関連して、顧客は、自身で提供する道具、機器又は資材に加え、サプライヤーが本件サービスの実施中に組み立て又は維持するために届けた遠隔支援ハードウェアを含む資材の損傷又は紛失の危険を負担する。サプライヤーは、自身の工場での修理及びメンテナンスの本件サービスを提供する場合、当該本件サービスに関する紛失又は損傷の危険を負担し、顧客は、修理対象の機器の配達及び返却に関する危険を負担する。組み立て予定の資材の損傷又は破壊により本件サービスが阻まれ又は部分的に妨げられる場合でも、サプライヤーは、合意済みの報酬を受領する権利を有する。

10. 納期

10.1. サプライヤーは、本件供給品を納品日に納品すべく商業上合理的努力を尽くす。

10.2. 本件供給品の納品日を計算する期間は、以下に記載する日の中で最後に到来する日より前に開始しない。

10.2.1. 顧客の購入注文に対するサプライヤーの承諾書を受領された日、又は入札に対する顧客の承諾書を受領された日、又はサプライヤーのウェブサイトを通じて発注されたスペアパーツについてサプライヤーが承諾した日、又は、対象契約書類に両当事者が署名している場合、最後に署名がなされた日、又は、

10.2.2. 技術提出書類の承認をサプライヤーが受領した日、又は、

10.2.3. 対象契約に従って信用状が必要となる場合、信用状又は前払金の受領後 5 営業日目

10.3. 顧客は、希望する本件サービスの開始日を少なくとも 8 週間前までに書面でサプライヤーに通知する。本件サービスの完了期限は、サプライヤーが明確な期限として書面で明示的に承諾しない限り、拘束力を有しない。拘束力を有する本件サービスの完了期間は、作業範囲が最終決定されて両当事者が書面で合意した後に限り設定可能とする。当該期間は、本件サービス開始の前提条件全てが満たされた後に限り開始する。本件サービスは、該当する機器の受入れ又は工場の操業の準備が整った場合、軽微なパーツが足りない又は調整が必要であっても完了したとみなされる。但し、妨げられることなく動作・操業可能であることを条件とする。

10.4. 本件供給品又は本件サービスについて既に合意した納期は、以下の場合、合理的に延長されたとみなされる。

10.4.1. サプライヤーが対象契約を履行する上で必要とする情報を間に合うように受領できていない又は顧客が当該情報を提供後変更したことにより、本件供給品又は本件サービスの納品が遅れる場合

10.4.2. 不可抗力事由が発生した場合

10.4.3. 顧客が追加で購入発注しサプライヤーが確認した場合

10.4.4. 顧客が本件サービスの範囲を変更しサプライヤーが同意した場合

10.4.5. 顧客又は第三者が行うべき作業の実施又は自身の契約上の義務の履行が遅れた場合（支払条件を遵守しなかった場合を含むがこれに限定されない。）

10.5. 明確な納品日が合意済みの場合、顧客は、納品の遅延があれば、当該遅延がサプライヤーの過失に唯一起因していること及び当該遅延の結果、損失を被ったことを証明できれば、約定損害賠償金を請求する権利を有し、その他のいかなる権利又は請求は完全に除外される。顧客の要望に応えるべく本件供給品の代用品が供給可能な場合、顧客は、遅延に対するいかなる賠償金も受領できない。

10.6. 対象契約にこれに反する規定がある場合を問わず、

10.6.1. 本件供給品の納品遅延に対する約定損害賠償金は、満 1 週間の遅延につき本件供給品の遅延部分の価格の 0.5% 相当とし、いかなる場合も、本件供給品に該当する契約価格総額の 5% 相当を超えず、かつ

10.6.2. 本件サービスの完了遅延に対する約定損害賠償金は、満 1 週間の遅延につき本件サービスの遅延部分の価格の 0.5% 相当とし、いかなる場合も本件サービスに該当する契約価格総額の 5% 相当を超えない。但し、顧客の工場又は機器の一部が本件サービスの遅延の影響を受けた場合に限り、サプライヤーの賠償責任は、当該影響を受けた顧客の工場又は機器の部分に関する本件サービス部分に該当する契約価格総額の 5% 相当を上限とする。

11. 不可抗力

11.1. サプライヤーは、戦争、暴動、火災、洪水、ストライキ若しくは労働問題、疫病、パンデミック、政府若しくは規制当局が課す禁輸を含む貿易制限、隔離、国境封鎖その他人若しくは物品の移動制限等（但しこれらに限定されない。）の政府措置、天災、顧客若しくはその顧客、エンドユーザー、供給再委託先の行為及び／若しくは不可抗力事由、輸送機関の遅延、通常供給源からの必要な労働力及び資材の入手不可、その他サプライヤーの合理的支配を超えた事由（「**不可抗力**」）に起因する不履行、損失、損害又は遅延について、購入注文／契約の承諾時点でわかっていた又は予測可能であったとしても責任を負わない。

11.2. サプライヤーは、不可抗力が発生した場合、速やかに書面で顧客に通知する。

11.3. 不可抗力により履行が遅延する場合、本件供給品の納品日又は本件サービスの完了時期は、当該不可抗力又はその影響により失われた時間を反映して延長される。支払義務は、不可抗力事由の影響を受けない。不可抗力の原因が、サプライヤーが通知した日から途切れることなく 90 日を超えて継続する場合、サプライヤー又は顧客のいずれも、他方当事者に書面で通知後 7 日目に対象契約を解約できる。

11.4. 不可抗力による中断が発生した場合、サプライヤーは、当該中断に直接起因して生じた立証済みの追加費用について合理的な補償を受ける権利を有する。不可抗力のため対象契約が解約される場合、サプライヤーは、(i) 解約までに納品した本件供給品及び完了した本件サービスについて、対象契約に規定の価格及び料金による支払い、並びに(ii) 対象契約の履行に関連するキャンセル不可の調達分又は再委託分について生じた立証済みの費用の支払いを受ける権利を有する。

12. 検収

12.1. 納品場所にて本件供給品を受領次第、顧客は、14 日以内又は対象契約において合意する別の期間内に、当該本件供給品を検査し、損傷、欠陥、不足、発送における誤り又は当該本件供給品（全部若しくは一部）の受入れ拒否の申立てがあれば（署名した）書面によりサプライヤーに通知する。当該期間内の有効な申立てに対する顧客の唯一の救済手段は、サプライヤーの選択により、サプライヤーによる当該本件供給品の修理又は交換とする。当該期間の経過後、当該本件供給品は、全て取消不能として受け入れられたとみなされ、顧客により検出されなかった又は適

切な検査による検出ができない欠陥（隠れた欠陥）の場合を除き、保証を受ける権利(warranty rights)を含め顧客の権利及び請求は、一切喪失する。隠れた欠陥に対する保証請求は、本パート 1 第 13 条の保証の規定に従う。

12.2. 本件サービスは、サプライヤーが書面で立証し顧客に通知する、(a) 顧客の機器若しくは工場での組み立て、メンテナンス、修理若しくは修正の作業の完了時、又は(b) サプライヤーの支配を合理的に超えた事情により試運転若しくは再試運転が阻まれた日のいずれか先に到来した時点をもって検収の準備が整ったものとする。検収を受けるべく本件サービスの準備が整った旨をサプライヤーが通知次第、顧客又はその指名を受けた代表者は、速やかにいかなる場合も当該通知後 5 日以内に、サプライヤーの代表者の立ち合いの下、本件サービスを検査する。工場修理の場合、当該検査は、サプライヤーの工場で行われる。不足があれば書面で直ちにサプライヤーに報告しなくてはならない。顧客が検査に参加しない又は当該書面による報告がない場合、本件サービスは、受け入れられたものとする。

12.3. 対象契約において別途合意する場合を除き、本件供給品及び本件サービスの検査又はテストに関する費用は、顧客が負担する。

13. 保証

13.1. 本パート 1 第 13 条の保証規定は、本件供給品に適用する。本件サービスの保証規定は、パート 2 第 8 条に定めるとおりとする。

13.2. 保証期間

13.2.1. 本件供給品の保証期間は、適用するインコタームズ最新版に従って納品された時点に開始する 12 ヶ月とする。発送、引き取り又は組み立てがサプライヤーの支配を超えた理由により遅延する場合、保証期間は、本件供給品の発送準備が整った旨をサプライヤーが顧客に通知後 18 ヶ月を上限とする。

13.2.2. 本件供給品の交換又は修理されたパーツの保証期間は、交換時、修理完了時又は顧客による引き取り時のいずれか後に到来した時点に開始する 12 ヶ月間とするが、前第 13.2.1 条に定める当初の保証期間の 2 倍の期間を超えない。

13.2.3. 顧客若しくは第三者が本件供給品に対し認められていない若しくは不適切な修正若しくは修理を施した場合、又は顧客が損傷若しくは欠陥を軽減するあらゆる合理的な措置を速やかに講じず、かつサプライヤーが欠陥を是正する機会を認めない場合、保証は、無効となる。

13.3. サプライヤーは、以下を保証する。

13.3.1. 本件供給品が対象契約に記載する種類及び品質のものであり、

13.3.2. 本件供給品の仕上がり及び資材に欠陥がなく、

13.3.3. 本件供給品の機能に必要な設計に欠陥がないこと。なお（資材の選択を含むがこれに限定されることなく）当該本件供給品の設計及び／又は資材選択を顧客、エンドユーザー又は第三者（サプライヤーが任命した供給再委託先以外）が行った又は提供していた場合、サプライヤーは、当該設計について責任を負わない。

13.4. 保証を受ける権利(warranty rights)は、全て、顧客が本パート1第12.1条を遵守したことを条件とする。顧客は、保証期間内に本件供給品が上記第13.3条に定める要件を満たしていないと判明した場合、判明後7日以内又は対象契約で合意した別の期限内に当該欠陥を明記して署名した書面でサプライヤーに通知する。顧客から通知を受領後7日（又は状況により合理的な場合、それより長い期間）以内に、サプライヤーは、その選択により、欠陥部分の修理、修正又は交換を開始する。顧客は、本件供給品又はその欠陥部分の修正又は交換のため提供する。サプライヤーは、本件供給品の当初合意済み購入注文と同じ納品条件に基づき、修理した、修正した又は交換する部分を納品する。欧州連合域内に限り全ての本件供給品には、納品条件としてDAP（顧客の敷地）（インコタームズ2020）を適用する。顧客は、保証請求に起因する返却輸送費の一切に責任を負う。なお、サプライヤーは、当該措置に唯一起因して生じる自身の費用について責任を負う。いかなる場合も、サプライヤーは、本件供給品若しくはその欠陥部分へのアクセス提供費用又はいかなるアイテムの分解、取り外し若しくは再取り付けの費用について責任を負わない。

13.5. 本件供給品の欠陥に対するサプライヤーの保証及び責任は、不良資材、欠陥設計又は粗悪な仕上がりで起因していることが明らかではない欠陥を対象外とする。当該欠陥には、通常使用による摩損、不適切なメンテナンス、取扱説明書の指示に従わないこと、過負荷、不適切資材の使用、化学作用若しくは電解作用、サプライヤーが行ったのではない建設、組み立て若しくは試運転の作業、その他サプライヤーの合理的支配を超えた原因に起因する欠陥を含むがこれらに限定されない。サプライヤーは、浸食、腐食又はキャビテーションに対する保証を明示的に否認する。

13.6. 本第13条に定める方法及び期間による不適合部分の是正をもって、本件供給品の欠陥に関してサプライヤーの顧客に対する責任全てが履行されたものとし、対象契約、過失その他を根拠とするかを問わず、他の権利及び請求（損害賠償請求を含む。）は、全て排除される。サプライヤーは、本件供給品に関して本第13条に定める以外の保証又は表明を行わない。商品性及び特定目的への適合性の黙示の保証を含むがこれらに限定することなく、明示又は黙示を問わず、他の全ての保証は、本約款により、法が許容する限度で否認される。

14. 責任の制限

14.1. 対象契約（対象契約を構成する全ての書類を含む。）にこれに反する規定がある場合を問わず、かつ法が許容する最大限まで、いかなる場合も、サプライヤーは、顧客が被る直接的な金銭的損失、利益の喪失、契約若しくは収益の喪失、遅延損害金、生産の中断若しくは減少、使用の喪失、取引機会の喪失、業務

上の信用若しくは高い評判の喪失、資本コスト、情報若しくはデータの喪失、間接的、懲罰的、特別な若しくは結果的な損害賠償について、補償する方法で、又は対象契約若しくは法定義務に対する違反を理由として、又は不法行為（過失を含むがこれに限定されない。）を理由として顧客に対し責任を負わない。顧客は、さらに、当該損失／喪失についてエンドユーザー又は自身の顧客が請求を行った場合、サプライヤーを防禦し、補償し免責することに同意する。

14.2. 対象契約に定める救済手段が顧客の唯一の救済手段であり、適用法が許容する最大限まで、保証、厳格責任その他に基づく、契約、補償、不法行為（過失を含む。）によるかを問わずあらゆる種類の請求全てに関してサプライヤーが負う賠償責任の総額は、(i) 本件供給品に関する請求の場合、当該本件供給品に該当する契約価格の100%相当を、(ii) 本件サービスに関する請求の場合、当該本件サービスに該当する契約価格の100%相当を超えない。当該制限は、サプライヤーの重大な過失若しくは故意の不正行為に又は適用ある製造物責任法に基づく人身傷害に対するサプライヤーの賠償責任に起因する請求には適用しない。

15. 管轄及び適用法

15.1. 対象契約は、抵触法の規定に関わらず、日本法に準拠し同法に従って解釈され、国際物品売買契約に関する国連条約（1980年ウィーン）（CISG）の適用対象外とする。

15.2. 既存の対象契約に起因又は関連して生じた紛争は、全て国際商業会議所の仲裁規則に基づき、同規則に従って任命された1名又は複数名の仲裁人により終局的に解決される。仲裁言語は英語とし、仲裁地は日本の東京とする。

16. 仕向国にて施行されている規則及び安全装置

16.1. 顧客は、遅くとも発注時に、本件供給品及び本件サービスの実行、工場の操業並びにスタッフの健康及び安全に適用される基準及び規則についてサプライヤーの注意を喚起する。

16.2. 別途合意する場合を除き、本件供給品及び本件サービスは、対象契約の締結時点でサプライヤーが事業を行う地域の規則及び基準を遵守しているものとする。追加又はその他の安全のための装置又は基準は、明示的に合意した範囲で供給又は遵守される。

17. 対象契約の解除とキャンセル費用

17.1. 本件供給品又は本件サービスにかかる支払いが支払期日後14日を超えて行われないう場合、顧客による重大な違反となる。サプライヤーは、(i) 当該違反の場合、納品及び／又は本件サービスを停止し、(ii) 本件サービスの場合、自身のスタッフを呼び戻し、かつ(iii) いつでも対象契約の全部又は一部を解除する権利を有する。

17.2. サプライヤーは、顧客による違反を理由として対象契約を解除する場合、法律上有する他の権利又は救済手段を損なうことなく、(i) 本件サービス及び／又は本件供給品の納品を終了とし、自身のスタッフを顧客の費用負担で呼び戻す権利を有し、(ii) 既に支払われた又は支払われるべきデポジット又は前払金をサプライヤーが没収し、かつ(iii) 顧客からサプライヤーに対し(a) 解除発効日までに納品済みの本件供給品全ての価格、(b) 既に完了した全ての本件サービスについて解除発効日までにサプライヤーのスタッフが作業した支払請求可能時間に基づく支払額 (c) 解除発効日までにサプライヤーが負担した弁済可能経費の全額、及び (d) 解除の結果サプライヤーが被ったその他の損失額又は損害額が直ちに支払われるものとする。

17.3. サプライヤーが予測できない状況、その合理的支配を超える状況、かつサプライヤーが合理的に回避若しくは克服できなかった状況、対象契約を継続して履行すればサプライヤーにとって過度な負担となる状況、本件供給品若しくは本件サービスの性質を重大に変えてしまう状況、又はサプライヤーの履行能力が著しく阻害される状況の場合、両当事者は、当該状況に対応すべく対象契約の変更について誠実に交渉する。両当事者が 60 日以内に合意可能な変更に至らない場合、サプライヤーは、署名した書面で顧客に通知することにより対象契約の全部又は一部を解除できる。サプライヤーは、解除までに納品した本件供給品及び本件サービス全てについて支払いを受ける権利を有する。当該解除に起因する顧客の損害賠償請求は、本約款をもって除外される。

17.4. 顧客による対象契約のキャンセル
サプライヤーと顧客との間で締結した対象契約について、顧客からキャンセルの申出があった場合、当該対象契約の受注日から納入予定日までの期間を 100%とし、当該期間に対する経過割合に応じ、以下のキャンセル料を顧客ははサプライヤーに支払うものとする。

経過割合が 50%未満 の場合：契約金額の 50%

経過割合が 50%以上 の場合：契約金額の 100%

前項に基づき算定されるキャンセル料は、顧客によるキャンセルの申出日を基準として算出するものとする。

18. 輸出管理及び制裁

18.1. サプライヤーは、対象契約の有効期間中、施行されている適用ある全ての輸出及び再輸出管理法並びに制裁措置（スイス連邦経済省経済事務局(SECO)の軍民両用物品、特定軍需物品及び戦略物品規制(Swiss State Secretariat for Economic Affairs (SECO) regulations on Dual-Use Goods, Specific Military Goods and Strategic Goods)（物品管理法）を含むがこれに限定されない。）を遵守することを確認する。顧客は、まず適用法に従って適切な機関その他政府組織から書面による同意を得ずに、輸出の時点で輸出許可その他の政府承認が義務付けられる地域に又は方法で直接又は間接的にも、本件供給品を輸出しない。

18.2. 制裁

18.2.1. 以下の規定上、「制裁対象者」とは、以下のいずれか又は全ての法律及び／又は規制が適用されたことのある者又は組織をいう。

- (i) 国際連合、
- (ii) スイス連邦、
- (iii) アメリカ合衆国連邦政府
- (iv) 欧州連合及び
- (v) 日本政府による

制裁（経済制裁若しくは金融制裁、分野別制裁、貿易制裁、出荷制裁、輸出規制、禁輸措置その他の制限措置に関する法律及び／又は規制を含むがこれらに限定されない（個別に及び／又は併せて「制裁」）

18.2.2. 顧客は、自身の実質的支配者、関係者、上級幹部／取締役／役員に代わり、制裁対象者又は制裁が適用される者若しくは組織に指定されていないこと、かつ時点を問わず制裁に違反していないことを、本約款をもって表明し保証する。

18.2.3. 上記の表明及び保証の違反があった場合、サプライヤーは、即時にかつ一切責任を負うことなくいつでも対象契約を解除する権利を有し、顧客は、それに起因する全ての損失についてサプライヤーを補償し免責する。

18.2.4. さらに、顧客（その実質的支配者、関係者、上級幹部／取締役／役員を含む。）が制裁の適用対象となった場合、又は対象契約の発効後、制裁に違反した場合、サプライヤーは、即時にかつ顧客に対し一切責任を負うことなくいつでも対象契約を解除する権利を有する。

18.2.5. 顧客は、(i) 対象契約の期間中いつでも、本約款での表明及び保証のいずれかに違反することとなる事実若しくは事態が発生した場合、又は(ii) 本条の違反（若しくはその疑い）を認識した場合、合理的に実行可能な限り速やかに書面でサプライヤーに通知する。

18.3. 再輸出禁止条項

18.3.1. 顧客は、アフガニスタン、ベラルーシ、キューバ、イラン、北朝鮮、ロシア、シリア及び／又はウクライナ国内の占領地域（すなわちヘルソン、クリミア、ルハーンシク、ドネツク、ザポリージャ）（個別に又は併せて「対象地域」）に対し又はそこでの使用を目的として、対象契約に基づき又は関連して供給される本件供給品、本件サービス、ソフトウェア、ライセンスに加え関連的財産を直接又は間接的にも、販売、輸出又は再輸出しない。

18.3.2. 顧客は、潜在的な再販業者及びエンドユーザーを含め、商業チェーンの下流に位置する第三者により第 18.3.1 条の目的が阻止されないよう確保すべく最善努力を尽くす。

18.3.3. 顧客は、潜在的な再販業者及びエンドユーザーを含め、第 18.3.1 条の目的を阻止することとなる商業チェーンの下流に位置する第三者の行為を検出する上で十分な監視機構を立ち上げ維持する。

18.3.4. 第 18.3.1 条、第 18.3.2 条又は第 18.3.3 条に対する違反は、対象契約の本質部分に対する重大な違反となり、サプライヤーは、(i) 時点を問わない当該対象契約の解除及び(ii) 損害賠償を含むがこれらに限定されない適切な救済手段を求める権利を有する。

18.3.5. 顧客は、第 18.3.1 条、第 18.3.2 条又は第 18.3.3 条の適用に何か問題（第 18.3.1 条の目的を阻害し得る第三者の該当行為を含む。）があれば直ちにサプライヤーに通知する。顧客は、単に要請があり次第 2 週間以内に、第 18.3.1 条、第 18.3.2 条及び第 18.3.3 条に基づく義務の遵守に関する情報をサプライヤーに提供する。

19. 行動規範

対象契約に基づくそれぞれの義務の履行において、サプライヤーと顧客は、全ての重要な点において [Burckhardt Compression 行動規範](#) を遵守して業務を行う。

20. データアクセス

サプライヤーは、本件供給品の利用状況データ、運用データ及びメタデータ（「**デバイスデータ**」）のエクスポートを目的としていつでもかつ通知することなく、デバイスのデータに（リモート又は現場で）アクセスする権利を有する。顧客は、サプライヤーが要請するとおり、デバイスデータへのアクセス権をサプライヤーに付与する。顧客は、サプライヤーがその自由な裁量によりかつ適用法に従って適切とみなす目的に当該エクスポートしたデバイスデータを利用できることを確認し同意する。

21. データ保護

サプライヤーは、対象契約の履行を目的として顧客の個人データを処理する権利を有する。顧客は、本件サービスの実施及びメンテナンス並びに両当事者間の取引関係のため必要となるサプライヤーから第三者への当該個人データの移転について本約款をもって同意する。当該処理及び移転は、適用されるデータ保護法令に従って行われる。データ処理に関する情報は、[プライバシーポリシー](#) にあるプライバシー通知から入手できる。

22. ソフトウェア

サプライヤーが納品した本件供給品にソフトウェアが含まれる場合、別途書面で合意する場合を除き、顧客は、本件供給品と併せてのみ当該ソフトウェアを使用できる非独占的で譲渡不可のライセンスを付与される。顧客は、当該ソフトウェアをコピー（記録保管目的、トラブルシューティング又は不良データ記憶媒体交換の場合を除く。）又は修正する権利を有しない。顧客は、サプライヤーの書面による事前の同意なく、当該ソフトウェアの逆アセンブル、逆コンパイル、解読又はリバースエンジニアリングを行うことはできない。サプライヤーは、顧客がこれらの制約に違反した場合、当該ライセンスを取り消すことができる。第三者のソフトウェアの場合、ライセンサーによる利用条件が適用され、違反した場合、サプライヤーに加えてライセンサーも請求を申し立てることができる。

23. 譲渡

いずれの当事者も、他方当事者の書面による事前の同意を得ずに対象契約に基づく自身の権利及び義務を譲渡若しくは移転せず、又は自身の義務を委託しない。但し、サプライヤーによる自身のグループのメンバーへの譲渡の場合を除く。当該規定は、サプライヤーによる対象契約に基づくその作業範囲部分の再委託を制限するものではない。

24. 両当事者の関係

両当事者は、互いに独立した契約者である。本約款のいずれの規定も代理、共同経営、合併事業又は雇用の関係を生じさせるものと解釈されない。いずれの当事者も書面による明示の同意を得ずに、他方当事者を拘束することはできない。

パート 2

本件サービスの補足規定

本パート 2 の規定は、補足であり、本件サービスが対象契約の範囲に含まれる場合、パート 1 の適用規定と併せて適用する。

1. 顧客の義務

顧客は、単独の費用負担により、サプライヤーによる本件サービスの提供に関連して次の義務を遵守する。

1.1. 規制情報：顧客は、速やかに（サプライヤーによる入札において特定される時点までに）本件サービスの実施、工場の操業並びに健康安全に関する要件に該当する適用規制及び基準の全てをサプライヤーに通知する。

1.2. 準備作業：顧客は、本件サービスの開始及び妨げられない実施に必要な全ての準備が適時に完了するよう確保する。これには、サプライヤーが提供するドキュメンテーションに従う全ての土木その他の準備作業の実施が含まれるがこれらに限定されない。本件サービスがメンテナンス及び修理サービスの場合、顧客は、本件サービスが円滑に実施されるよう、該当の機械が作動していないことを確保する。リモートによる本件サービスの場合、顧客は、通信技術を利用でき、リモートで本件サービスを開始できる状態を確保する。準備作業が全て完了するまで、サプライヤーのスタッフは、配置されない。顧客は、サプライヤーのスタッフのため必要となる出入国、居住、就労及びその他の許可の全てを取得し維持する。工場での修理の場合、詳細な配達通知を配達対象機器に添付する。

1.3. 安全対策及び規制：顧客は、サプライヤーのスタッフ又は代表者が本件現場にいる間常に安全かつ安心できる作業環境を提供されるよう確保する。顧客は、必要な安全対策全てを導入し、遵守しなくてはならない特定の危険又は安全に関する規則があればサプライヤーに通知する。サプライヤーは、自身のスタッフの安全を保証できない場合、作業を拒否又は中断できる。

1.4. 事故又は病気における支援：顧客は、サプライヤーのスタッフが事故に遭った又は病気になった場合、必要な支援を提供する。

1.5. 保管及び検査：顧客は、組み立て、試運転、メンテナンス又は補修のため届いた機械、資材及びスペアパーツ全てを損傷又は劣化から保護する方法で保管の上、設置場所に運ぶ。本件サービスの開始までに、顧客は、サプライヤーのスタッフ立会いの下、当該資材が完全であるか損傷がないかを検査する。紛失又は損傷したアイテムがあれば、顧客の費用負担で交換又は修理する。工場での修理であって、該当する機器が配達通知なしに届いた場合、サプライヤーは、顧客の危険及び費用負担により当該機器を保管することがある。

1.6. 本件現場への立ち入り：顧客は、本件現場への立ち入りルートが使用可能であること、かつ本件現場が本件サービスを支障なく開始できる状態にあることを確保し、これには、リモートによる本件サービスに必要な品質の通信技術へのアクセスが保証さ

れていることが含まれる。顧客は、また、必要な全ての通行権を確保する。

1.7. 便宜：顧客は、自身の費用負担で、サプライヤーが要求するとおりかつ要求する場合、又は組み立てプログラムにおいて合意したとおり、以下を含むがこれらに限定されない補助的な便宜及び業務を提供する。

- i) 必要な道具及び機器を備えた資格を有する熟練又は未熟練の作業員（熟練及び未熟練の労働者（整備士、溶接工、電気技師、石工、塗装工、板金工及び助手等）を含む。）顧客は、権限又は責任の移転を伴うことなく、自身の従業員が当該業務実施のため、サプライヤーが提供した必要な技術指示を考慮することを確保する。サプライヤーとの従属関係を除き、当該従業員は、いかなる状況においても引き続き顧客の階層組織の権力、監督及び排他的責任下に置かれる。
- ii) 正常に機能する重量物吊り上げ装置、装具取り付け器具、足場及び定置式機械、工場機器及び計測装置並びにこれらに関連する労働力
- iii) 作業員、スタッフ、資材、工場機器及び計測装置の輸送
- iv) 本件サービスに必要な消耗品（溶接ガス等）、設置資材、清掃用品、潤滑油その他様々なアイテム
- v) 組み立て、試運転又はメンテナンスを行う場所への接続が必要な電気エネルギー含む設備、照明、暖房、圧縮空気、水、蒸気及び燃料
- vi) 既存の設置物につながる台、通路、階段、はしご又は橋
- vii) サプライヤーの道具、機器、設置資材及びそのスタッフの所持品を保管する施設
- viii) インターネット、衛生設備及び救急設備を備えた、本件現場における事務所
- ix) 国際的に容認される保健衛生施設及び医療サービスへのアクセス
- x) リモートでの本件サービスに必要なハードウェア、ソフトウェア、ユーザーの権利、ライセンスを含む通信技術（ネットワーク接続（WiFi 又はセルラー 3G）を含むがこれに限定されない。）

1.8. 道具：

顧客は又、次の事項を行うものとする。

- i) 道具、機器及び資材の輸出入に必要な全ての許可を取得し関連費用を負担する。
- ii) 本件サービスが完了次第速やかに、サプライヤーの道具及び機器をサプライヤーの指定場所に、その費用が価格に含まれていない場合、顧客が費用を負担して返却する。
- iii) 本サービスが完了次第、顧客がサプライヤーから購入しサプライヤーが本件サービス中に使用した道具の所有権を引き継ぐ。別途指示がある場合を除き、当該道具は、顧客の危険負担で現場において保管する。

1.9. 顧客スタッフの研修：顧客は、実行可能な場合、サプライヤーのやり方及び技術を習熟させるべく、組み立て、試運転及びテストの各段階に今後の操作スタッフを参加させる。書面で明示的に合意した場合、サプライヤーは、当該スタッフのため進んで技術指示を提供する。顧客がスタッフを、合意した日程のサプライヤーによる講習会に参加させることができなかった場合でも、当該講習会は、実施されたものとみなされ、顧客は、その全額の支払いに責任を負う。

1.10. 助言サービス：本件サービスが助言サービスに限定される場合、顧客は、自身の費用負担により、合意した日程で該当機器の組み立て、設置、試運転、テスト運用、メンテナンス、修理及び／又は修正（適用ある場合）に必要な全ての熟練及び未熟練の作業員、機器及びその他の資源の提供に単独で責任を負う。

2. 顧客による不履行

顧客が本パート 2 第 1 条の義務の全部又は一部を履行しなかった場合、サプライヤーは、顧客の費用負担により、自身で又は第三者を通じて当該不履行を是正できる。顧客は、当該不履行に起因する第三者からの請求があった場合サプライヤーを補償し免責する。

3. サプライヤーのスタッフ

サプライヤーは、いつでも自身の費用負担で自身のスタッフを交代させる権利を留保する。但し、サプライヤーの支配を超えた事情により、自身のスタッフが本件現場において危険に遭遇する若しくはその作業の実施が著しく妨げられる場合、又は作業の完了後も現場に留め置かれる場合、サプライヤーは、待機時間について 1 時間 / 1 日当たりの適用料金に交通費及び日当を加えた額を顧客に請求する。

4. 顧客の指図による本件サービス及び作業時間

適用法の強行規定が別途義務付ける場合を除き、以下の規定を適用する。

4.1. 顧客の指図による本件サービス：顧客は、サプライヤーの書面による事前の同意を得ずに、対象契約の範囲外の作業を目的としてサプライヤーのスタッフを雇用しない。当該同意を付与した場合でも、サプライヤーは、自身のスタッフが顧客の指図に基づき実施した作業について一切責任を負わない。

4.2. 標準作業時間：サプライヤーの料金表に別途明記する又は組み立てを行う本件現場における強行法規が義務付ける場合を除き、通常の 1 週間当たりの作業時間は 40 時間であり、月曜日から金曜日までの 5 営業日に配分される。サプライヤーの支配を超えた事情により、作業時間が減少した場合、通常の作業時間を請求対象とする。

4.3. 1 日当たりの作業時間：サプライヤーのスタッフの作業時間は、顧客のニーズ及び現場の状況に応じて調整されるが、1 日

当たりの所定作業時間は、月曜日から金曜日まで毎日午前 6 時から午後 8 時（日本標準時）の中で設定される。

4.4. 時間外作業：1 週間当たり又は 1 日当たりの所定作業時間を超える作業は、時間外作業とみなされ、両当事者間で事前に合意することを要する。時間外作業は、通常、1 日につき 2 時間又は 1 週間につき 10 時間を超えないものとする。

4.5. 時間外作業料金：1 日当たり又は 1 週間当たりの所定作業時間を超えるが午前 6 時から午後 8 時（日本標準時）までに生じた作業時間は、時間外作業とみなされ、時間外作業料金にて請求される。

4.6. 深夜作業：平日午後 8 時から午前 6 時（日本標準時）までに行われた作業は、時間外作業に該当する部分を除き、深夜作業に分類される。

4.7. 深夜時間外作業：午後 8 時から午前 6 時（日本標準時）までに行われた時間外作業は、深夜時間外作業に分類され、これに適用される料金にて請求される。

4.8. 週末時間外作業：土曜日、日曜日その他法定休日の午前 6 時から午後 8 時（日本標準時）までに行われた作業は、週末時間外作業に分類され、これに適用する料金にて請求される。

4.9. 公休日作業：顧客又はサプライヤーのいずれかの国で認められている公休日に行われた作業は、休日作業に分類され、これに適用する料金にて請求される。

5. 移動及び待機時間

5.1. 移動時間及びこれに準ずるもの：移動時間に加え、契約上の義務を履行するため、移動前後における必要な準備及び後片付けにかかった時間も作業時間に相当するとみなされる。

5.2. 移動時間の構成：移動時間には、以下が含まれる。

- i) 作業現場の往復にかかった時間
- ii) 現地の宿泊施設の往復にかかった時間
- iii) 正式な出入国手続きにかかった時間

5.3. 追加の移動時間：作業現場付近に利用可能な適切な宿泊施設又は飲食施設がなく、当該施設と作業現場間の一度の移動時間が 30 分を超える場合、当該超過時間は、作業時間として請求される。

5.4. 交通費：顧客は、適切な交通手段又はレンタカーの費用を含め、料金表（最新改訂版は付属書類のとおり）に明記するのとおり移動時間及び待機時間に起因する費用の一切をサプライヤーに弁済する。

5.5. 待機時間：サプライヤーのスタッフが、サプライヤーの支配を超えた理由で作業を阻まれる又は理由問わず完了後も現場に留め置かれている場合、サプライヤーは、当該待機時間も作業時間として請求できる。顧客は、又、これに関連する費用があれ

ば弁済する。当該規定は、作業現場において現地公休日のため失われた時間にも適用する。

6. 料金及び費用

6.1. タイムシート：顧客は、完了した作業の確認のためサプライヤーのスタッフが提出するタイムシートをチェックし署名する。顧客が速やかにタイムシートを認証しない場合又は当該認証を行う資格がないスタッフを指定した場合、サプライヤーが入力したタイムシートが請求に使用される。

6.2. 料金：料金表に明記する料金は、通常の作業時間、時間外作業、深夜作業、週末作業、休日作業、移動時間その他作業時間に相当するとみなされる時間に適用する。移動時間は、1日につき12時間を上限とする。高所若しくは閉鎖空間での又は特殊な防具を必要とする作業等、困難又は危険な状況で作業を行う場合、料金表に概要を記載するとおり、1時間単位で割増料金が適用され、標準料金並びに食費及び宿泊費に追加される。

6.3. 交通費：顧客には、サプライヤーが選ぶ交通手段によるプロジェクト現場の往復及び国内での移動にかかる費用が請求される。当該費用には、サプライヤーのスタッフの保険、運賃、関税、手荷物運賃、パスポート及びビザ費用、就労許可、健康診断並びに予防接種の費用等の関連費用が含まれる。別の対応が必要となる特殊な場合を除き、飛行機での移動にはビジネスクラス料金が、鉄道及び船での移動にはファーストクラス料金が請求の対象となり、自家用車での移動の場合、料金表に明記するとおり、マイル料金又は実際のレンタカー代に基づき弁済される。

6.4. 食費及び宿泊費（日当）：顧客は、サプライヤーのスタッフに対し作業現場付近の適切で清潔な暖房／空調設備付き宿泊施設のシングルルーム及び十分な食事を提供することが求められる。顧客がこれらの費用を直接負担しない場合、サプライヤーは、顧客が直接支払いをしない食費及び宿泊費を賄うべく料金表に詳述する日当を顧客に請求する。当該日当には、飲料、洗濯等の追加費用も含まれる。食事及び宿泊にかかる費用が作業前又は作業中に増加した場合、サプライヤーは、当該料金を調整する権利を留保する。当該規定は、見積日当額では足りないことが証明された場合も適用する。

6.5. 帰省休暇：サプライヤーのスタッフは、長期にわたり自宅を離れなくてはならない場合、帰省休暇を取得する権利を有する。当該休暇取得の条件となる自宅を離れている期間は、料金表に明記されている。作業現場とサプライヤーの登録上の事務所間の往復にかかる費用は、顧客が負担する。自宅の往復にかかる時間については、帰省休暇中の日当と合わせて請求される。作業現場の状況が許せば、サプライヤーのスタッフは、帰省休暇を取得する代わりにパートナーの同伴を選択できる。これに関連する交通費は、顧客に請求される。

6.6. 道具及び機器の費用：サプライヤーは、標準の道具一式を自身のスタッフに提供する責任を負う。追加の道具、機器、測定装置又は試験装置の費用は、料金表に明記する料金に従っ

て請求される。当該アイテムの使用期間は、サプライヤーの敷地から発送した日から返却されるまでとして計算される。道具又は機器が返却されない場合、顧客に対しその再取得費用が請求される。顧客は、道具及び機器の配達及び作業現場からの返却に関する輸送費及び保険料に加え関連するその他の経費、税金又は手数料の一切を負担する。

6.7. 消耗品及び資材：本件サービス実施のためサプライヤーが供給する消耗品、設置資材又は雑貨は、原価に取扱手数料10%相当を加えた額で請求される。

6.8. 病気及び事故に関する費用：サプライヤーのスタッフが発病又は負傷した場合、顧客は、当該スタッフが適切な治療及び介護を受けられるよう確保する。サプライヤーは、いつでも当該スタッフを連れ戻す権利を留保する。サプライヤーは、これに起因する費用全てについて責任を負う。病気又は負傷によりスタッフが10日を超えて作業に戻れないおそれがある場合、サプライヤーは、その費用負担で当該スタッフと同等のスタッフへの交代を手配する。

7. 一括払い価格

7.1. 請求：両当事者が別途書面で合意する場合を除き、標準メンテナンス作業に関連して提供する一括払いによる本件サービスには、以下の請求条件を適用する。

- i) サプライヤーが注文を確認次第、本件サービスの総価格の30%相当額を請求する。
- ii) サプライヤーが作業を完了次第、残金の70%相当額を請求する。

7.2. 除外事項：一括払い価格が合意済みかを問わず、以下の本件サービス及び資材については、サプライヤーの現行料金により、料金表に基づき顧客に請求する。

- i) 顧客、その従業員、請負業者又は代理人による作為、エラー、過失、怠慢、誤用、不適切操作又は不作為を原因とする損傷の修理
- ii) サプライヤーの許可を得ていない個人による機器の修正、改変又は変更を原因とする損傷の修理
- iii) 誤った電力供給、電気的不具合又は環境要因を原因とする損傷の修理
- iv) サプライヤーが提供した仕様書又は指示書に従わない機器の操作を原因とする損傷の修理
- v) サプライヤーの承認を得ない機器の移動、撤去又は再設置を原因とする損傷の修理
- vi) サプライヤーの合理的支配を超えた状況、サプライヤーだけの責任でない出来事又は不可抗力に起因する損傷の修理
- vii) 付属品、スペアパーツ、消耗品又は合意の範囲内として特定されないアイテムの供給
- viii) 合意したサービス提供時間外で行った作業

- ix) 機器のパーツのアップグレード、改修、改良、選択による修正、又は大規模な機器変更
- x) 合意した本件サービスの範囲から除外されるコンポーネントの修理
- xi) 機器が設置されている施設のシステム、構造物その他の部分の撤去又は交換

7.3. エンジニアリングサービス：サプライヤーが供給した機器に関するエンジニアリングサービス及び顧客の敷地で発生した問題に関連して必要なエンジニアリングサービスの場合、サプライヤーの現行料金により、個別に顧客に請求する。

8. 本件サービスの保証

8.1. 保証：保証期間（次の第 8.2 条に定めるとおり）の間、サプライヤーは、本件サービスが、通常要求される技能及び注意義務を用いて、適切で熟練した専門的な方法で実施されたことを保証する。

8.2. 保証期間：本件サービスの保証期間は、該当の本件サービスの完了日から 3 か月間又は本件サービスを実施した機械の始動後 4 週間のいずれか先に満了する期間とする。但し、パート 1 第 10.4 条に明記する理由により本件サービスが中断された場合、中断前に完了した作業の保証期間は、当該中断発生後 3 か月以内に開始する。再実施した本件サービスは、当該本件サービスの当初保証期間の残存期間に相当する期間、保証の対象となる。

8.3. 欠陥の通知及び修正：保証期間中、顧客は、本件サービスに欠陥があれば署名した書面をもって直ちにサプライヤーに通知する。本パート 2 第 8.5 条に従うこと及び当該欠陥を発見次第直ちに書面でサプライヤーに通知することを条件として、サプライヤーは、欠陥ある本件サービスを再実施する方法で修正する。本件サービスの再実施の場合、サプライヤーは、関連する施設の機械の開閉、当該施設のシステム、構造物若しくは部分の撤去の費用について、また既に保証の対象でない修理若しくは交換済みのパーツの設置について責任を負わない。顧客は、無効な保証を請求した場合、サプライヤーの標準料金による当該作業の料金をサプライヤーに支払う。

サプライヤーが顧客から書面による通知を受領後合理的時間内に本件サービスの欠陥を修正しない場合、顧客は、当該欠陥のある本件サービスに関する対象契約を解除して、当該欠陥のある本件サービスについて支払った価格（ある場合）の返金を受ける権利を有する。対象契約の他の規定にかかわらず、顧客が本条の規定に従って解除することを選択した場合、当該解除にかかる損害賠償額は、当該欠陥のある本件サービスについて支払った価格の 10%相当を上限とする。

8.4. サプライヤーの監督等責任：対象契約上、「監督等」とは、それぞれ助言者としての立場でのみ、作業現場における作業の状況、方法及び手順について監督し、指示を出し又は指導（本件サービスの範囲に該当する組み立て、試運転又は修理に伴う

一連のステップに対する指導等）及び／又はフィードバックを提供することをいう。監督等には、顧客のスタッフ又は第三者が行った行為又は作業の結果に対する責任は含まれない。適用法に基づき許容される最大限度で、サプライヤーは、自身の監督下で顧客のスタッフ又は第三者が行った作業に不備があり、当該不備が当該監督時のサプライヤーのスタッフによる重大な過失又は故意の不正行為に直接起因する場合に限り当該不備について責任を負う。さらに、顧客が準備した設計情報及びインターフェースをサプライヤーがチェック並びに／又は翻訳及び変換したことをもって、顧客及び／又は第三者が行った作業の正確性及び精度に対する責任は、サプライヤーに移転したものとされない。

8.5. 保証の排除：

サプライヤーは、以下に起因する本件サービスの欠陥に対し責任を負わない。

- a) 通常使用による損傷、
- b) 過大荷重、不適切資材の使用又は取扱説明書の指示に従わないことを含むがこれらに限定されない機械の不適切な操作、
- c) 顧客による不適切なメンテナンス、
- d) 化学反応、腐食又は不適切な接地、
- e) サプライヤーが行ったのではない不十分な基礎、建築又は組み立ての作業、
- f) 顧客による不適切な保管又は保存、
- g) サプライヤーが供給又は設置したのではないパーツ又はコンポーネントの欠陥、
- h) 顧客による又はサプライヤーが認めていない第三者による修正、修理又は改変、
- i) 損傷を軽減すべく直ちにかつ適切な対策を顧客が講じなかったこと、
- j) 顧客が対象契約に基づく義務を履行しなかったこと、
- k) 顧客又は第三者が行った承認を得ていない試運転又は再試運転、又は
- l) サプライヤーの支配を超えたその他の原因

8.6. 唯一の救済手段：本パート 2 第 8.2 条に定める方法及び期間による不適合部分の是正をもって、本件サービスの欠陥に関するサプライヤーの顧客に対する責任全てが履行されたものとし、対象契約、過失その他を根拠とするかを問わず、法令が許容する限度で、他の一切の権利及び請求（損害賠償請求を含む。）を除外する。サプライヤーは、本第 8 条に明記する以外で、本件サービスについて保証又は表明を一切行わない。商品性及び特定目的への適合性の黙示の保証を含むがこれらに限定することなく、その他の保証は、明示又は黙示を問わず、本約款をもって、法令が許容する限度で否認される。

9. サプライヤーの支配を超えた原因による中断

顧客による設定作業及び／又は本件サービスが、サプライヤーの責めに帰すことのできない原因により中断する場合、

- (i) 顧客は、サプライヤーのスタッフの引き揚げを要請する権利を有するが、引き揚げに起因する合理的費用の全額をサプライヤーに支払うことを条件とする。
- (ii) サプライヤーは、設定作業又は本件サービスの中断が4週間を超える場合、自身のスタッフを顧客の費用負担により呼び戻す権利を有する。
- (iii) サプライヤーのスタッフが引き揚げ又は呼び戻される場合、対象契約は、解除されないものの、その履行は、顧客が8週間前までに書面で通知する方法で又は別途両当事者間で合意したとおり、本件現場へのサプライヤーのスタッフの復帰を要請するまで中断される。
- (iv) 設定作業又は本件サービスの中断が3ヶ月を超える場合、サプライヤーは、署名した書面で顧客に通知次第、顧客に対し一切責任を負うことなく対象契約を解除する権利を有する。

10. 顧客の研修 – 顧客による“研修のキャンセル

10.1. キャンセル料：

- (i) 研修日の10営業日前から1営業日前までの間にキャンセルした場合：顧客は、合意済み金額の75%相当を支払う。
- (ii) 研修日の20営業日前から11営業日前までの間にキャンセルした場合：顧客は、合意済み金額の50%相当を支払う。
- (iii) 研修日の20営業日前までにキャンセルした場合：キャンセル料はなし。
- (iv) 顧客からの研修キャンセルにより発生した講師の交通費及び／又は交通手段キャンセル料（現場での研修の場合）は、顧客が負担する。

10.2. 日程変更手数料：

- (i) 研修日の10営業日前から1営業日前までの間に日程変更した場合：顧客は、合意済み金額の50%相当を支払う。
- (ii) 研修日の20営業日前から11営業日前までの間に日程変更した場合：顧客は、合意済み金額の25%相当を支払う。
- (iii) 研修日の20営業日前までに日程変更した場合：日程変更手数料はなし。
- (iv) 顧客からの研修日程変更により発生した講師の交通費及び／又は交通手段キャンセル料（現場での研修の場合）は、顧客が負担する。

10.3. 顧客に対しオファーが行われた時点で、必要な研修日が暫定的に予約される。研修日は、購入注文をサプライヤーが確

認した時点で確定する。顧客が間に合うように購入注文を確定させなかった場合、サプライヤーは、当該オファーを、顧客への補償なしに取り消す権利を有する。

11. リモートによる本件サービスの特別条件

11.1. 顧客に対しリモートによる本件サービスを提供するため、サプライヤーは、自身で管理するデバイス（「**管理対象デバイス**」）を顧客に提供することがある。管理対象デバイスの所有権は、変わらずサプライヤーに帰属し、顧客は、サプライヤーが要求次第、管理対象デバイスをサプライヤーに返却する。管理対象デバイスの紛失及び損傷の危険は、その配達をもって顧客に移転する。

11.2. 管理対象デバイスでは、サプライヤーが顧客に対しリモートによる本件サービスを提供できるよう、第三者のソフトウェアを、ソフトウェア提供者（「**ソフトウェア提供者**」）からライセンスを得て使用する。

11.3. 一部のリモートによる本件サービスでは、管理対象デバイス上に本件アプリが必要となったり、使用することでサービスが向上する場合がある。本件アプリは、本件アプリ及び／又は管理対象デバイスの使用及び性能についての診断データを収集することがあり、収集された当該データは、サプライヤー及び／又はソフトウェア提供者に送信されることがある。

11.4. サプライヤー及び／又はソフトウェア提供者は、管理対象デバイスを更新し、修正しその他状態を変更するため随時、管理対象デバイスにアクセスする。管理対象デバイスが最新の状態にない場合、当該管理対象デバイスは、リモートによる本件サービスの開始までに更新される。顧客は、管理対象デバイス及び／又はそれに含まれるソフトウェアのリセット／初期化、修正、再プログラム化その他の変更を行ってはならない。

11.5. 管理対象デバイス上でリモートによる本件サービスにアクセスするため、アクセスを必要とする顧客の各スタッフ（「**利用者**」）は、ログイン（「**ログイン**」）を申請しなくてはならない。ログインは、対象契約の期間、有効である。利用者は、常に自身のユーザー名及びパスワード等のログイン認証情報を秘密に保持し、顧客の他のスタッフ及び／又は第三者に開示及び／又は譲渡してはならない。顧客は、リモートによる本件サービスへの第三者の参加を必要とする場合、当該第三者は、その旨の対象契約をサプライヤーと締結しなくてはならない。顧客は、ログインの無効化その他が必要となる利用者の状況に変更が発生した場合、直ちにサプライヤーに通知する。

11.6. リモートによる本件サービスにログインの方法でアクセスしたことをもって、利用者は、本約款に含まれる利用条件及びソフトウェア提供者が課す利用条件を読み、理解しかつ同意したことを確認したものとなる。

11.7. 利用者は、(i) 他人の権利を侵害するため、(ii) いかなるサービス、デバイス、データ、アカウント又はネットワークへの不正なアクセス権の取得又は妨害を試みるため、(iii) スпамを送信又はマルウェアを配信するため、(iv) リモートによる本件サービスに

害を及ぼし又は他の誰かによるその利用を損なうおそれがある方法で、(v) リモートによる本件サービスの不具合が人の死若しくは負傷又は環境被害につながるおそれがある適用方法又は状況で（「**ハイリスク使用**」）、(vi) 前記のいずれかを促し又は手助けするため、又は (vii) 法令、政府命令又は布告が禁じるその他いかなる方法で、リモートによる本件サービスを利用してはならない。対象契約又は法律に基づくその他の規定、権利又は救済手段に影響することなく、受け入れ可能な利用ポリシーに対する違反は、リモートによる本件サービスの中断及び／又は利用者の無効化をもたらすこととなる。

11.8. 最新の技術及び特にプラットフォーム技術が新たな革新的な方法で用いられることがあるため、顧客は、当該技術の特定の利用が安全かどうかを考慮しなくてはならない。リモートによる本件サービスは、ハイリスク使用をサポートするものとして設計又は意図されていない。従って、リモートによる本件サービスの遮断、欠陥、エラーその他の不具合により人々、環境又は財産が危険にさらされないことの確保は顧客の責任である。顧客は、リモートによる本件サービスのハイリスク使用を自身の危険負担で行う。

11.9. ソフトウェア提供者が理由を問わずそのソフトウェアを終了又は修正したことにより、リモートによる本件サービスを利用できなくなった場合、顧客は、対象契約の該当部分を解除する権利を有するが、その前にサプライヤーに対し当該状況の是正期間として 90 日間猶予することを条件とする。

12. 損害に対する顧客の責任

12.1. 損害が顧客のスタッフに起因する場合：顧客は、サプライヤーのスタッフが作業を指図又は監督している場合であっても、当該指図又は監督における当該スタッフの重大な過失又は故意の不正行為に直接起因することが証明されない限り、顧客のスタッフに起因する損害について責任を負う。

12.2. 損害が顧客提供資源に起因する場合：顧客は、サプライヤーのスタッフが苦情を訴えることなく使用していた場合であっても、合理的に検査すれば容易に発見できた場合を除き、顧客が提供した道具、機器又は資材の欠陥に起因する損害についても責任を負う。

12.3. 補償：顧客は、本パート 2 第 12.1 条及び第 12.2 条に記載の損害に起因又は関する第三者請求、損失、損害又は費用についてサプライヤーを補償し免責する。